

米沢市空き家・空き地バンク Q & A

～ 利用希望者編 ～

Q 1 誰でも登録が可能ですか。

A 1 市内在住、市外在住どちらでも登録可能ですが、利用目的が自己の利用のためである方のみ登録が可能です。

Q 2 登録を行っていないが、ホームページで見た気になる物件の住所等の情報を教えてもらえますか。

A 2 登録をされていない方には、ホームページに掲載している情報のみしか提供できません。

Q 3 物件所有者と直接交渉したいので連絡先を教えてください。

A 3 契約交渉は、利用登録をしていただき交渉申込みをいただいたうえで、宅建業者を通じて行うこととなりますので、個人を直接紹介することはできません。

Q 4 利用登録をして、気になる物件があったので、現地見学を申し込みたいのですが可能ですか。

A 4 該当物件の担当宅建業者と調整しますので、ご連絡ください。

Q 5 登録されている物件は、米沢市で検査を行い安全等の確認がとれているものになりますか。

A 5 米沢市では、登録されている物件の検査等を行いません。また、安全性等の保障を行うものではありません。担当の宅建業者を通じ、当事者同士で確認のうえ、責任をもって交渉を行ってください。

Q 6 登録から契約完了まで無料で行えるのですか。

A 6 登録物件所有者との交渉は、宅建業者と媒介契約を締結したうえで行うことになり、契約成立時には、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。